

「木船衛門家文書」に接して

上井 壱雄

舞鶴市溝尻の木船衛門家は、同字の同族木船某家が遠縁に当たること等により以前から名前は承知していたが、木船衛門家文書調査に参加して、同家の地域における名望家としての来し方を知るところとなった。

「木船衛門家文書」は膨大な文書群が伝存し寄託されている。現代まで閲覧の機会がなかったことにより、藩政史料として各大庄屋・庄屋文書を収集引用した既刊『舞鶴市史』を補う新たな知見を導いてくれる。田辺藩領内大庄屋文書として、旧上安久村「安久家文書」が知られ、これまた膨大な文書群の目録が刊行されている。安久家は江戸全期を通じて他家と交互に9代池之内組大庄屋を勤めて各時代の文書が伝存されているのに対し、木船家は文化3年(1806)から慶応元年(1865)まで祖母谷組大庄屋を3代(宗右衛門・藤右衛門・衛助)勤め、明治5年(1872)から第15大区副区長・府会議員・倉梯村長・郡会議員等公職を歴任(伊三郎)し、江戸後期の連続する藩の対百姓政策と明治期の近代化に翻弄されながら強かさに対応した文書等を残している。これは安久家文書の空白を補完しうるものである。文書の詳細は解題に譲るとして、私の接した何点かを紹介する。

他家大庄屋・庄屋文書と同文書・同内容文書も多くあり、管見ながら「木船家文書」だけの文書と言えるものも伝存している。ランダムに「海軍用地買上一件書状」、明治2年(1869)「市中制法写本」、「嶺登水(消火用具)値段表・藩より一村一挺買付達状」、「御台場築造人足割帳」、安政5年(1858)「海岸筋巡検一行覚」、「京都明暗寺虚無僧領内大庄屋対応覚」、「由良村川尻普請人足・俵・縄・藁割覚」、「難渋人書上げ并御救大麦割等覚」、「御蔵仕切大庄屋組相互為替勘定覚」、「組内村々中間勤出入・掛り人数并名前覚」、「野形見分御宿・人足・献立等費用割覚」、「村々他所奉公稼願出控」、「各村焼失に付、8組見舞銀割覚(別所・佐波賀・平・三河・公文名村焼失)」、嘉永7年(1854)「調達金上納割付覚」、「殿様御祝儀入用割」等々であるが、目を惹いた「献上米諸事記録覚」について述べる。

『舞鶴地方史研究』第54号に取り上げたが、文政9年(1826)・天保5年(1834)・天保13年・安政3年(1856)の4回の献上米の記録が伝存している。豊作に百姓から自発的に藩主へ申し出、全藩村々より城内へ米俵を担ぎ行列し献上した。苛斂誅求と比喻される百姓と藩主の関係に献上米の行為はなぜ成立したのであろうか。文中からは大庄屋仲間会合の発議を大庄屋8人の合意による決定と読める。8組で100俵～120俵(1俵玄米4斗2升5合・口米含)と少量(祖母谷組平均百姓負担8合相当)であるが、百姓自身は不満一杯ではなかったか。藩財政困窮に何度も上納を強要されていた中での献上米である。大庄屋の意識中には藩の意向に迎合するものがあつたのか。その真意は不明だが、百姓の発意よりも大庄屋の顕示欲の押付けと見える。となれば大庄屋の一般百姓への強権力はどれほどであったのだろうか。

別文書に「大庄屋勤方覚」(木船衛門家文書14-332、333、945)がある。大庄屋意識の一端

を表すものとして掲げた。「藩庁より仰せ出され候」の文言がないことから大庄屋自身による自発的な訓戒であるはずだが、内容は為政者寄りであり、藩主・藩士へのへつらいとも見て取れる。

史料「大庄屋名前記録」（木船衛門家文書 14-945、横半帳）読み下し文
挟み込み文書（折紙）

「 此の度、前年（役カ）の名前2通一所（緒）に合わせ見候へ共、勤め中甚だ永く又は至って短く等有り候、定めて元年号の書き損じと察され候、外に宜しき記録見請け候節、須（もち）いて相改め可きもの也
当殿様御入城は寛文8年也、右に付き
寛永の年号より正保・慶安・明暦・万治・寛文7年迄御先代京極様也」

大庄屋勤方の覚

一、勤方心得の義は、御上様へ向かいては、敬い厚く、貢を奉り、御政事を畏み、下（しも）へ向かいては、憐み厚く、貢を取り立て、御政事を申し諭し、役威を以って下を取り静め、百姓身分として御役人の内に加わり、上よりは役格を下され、下よりは敬いを請くる役なれば、正直を本として心に邪（よこしま）なく相勤めるを役意という。抑（そもそも）、先規の大庄屋役御取り扱いを聞き伝へ当時の御取り扱いを思い見るに、武は上に有りて権威尊敬有るものなれば、昔、乱有る時は、親妻子に離れ異国へ行き身命を捨て給う事あり、諸役にしては其の日を知らず怪我有る時は、家に離れ給う事有り。百姓は下に居て心安く天の恵みを請け、田畑の尽（つき）る事なく、是れを以って国の本とや言わん。権威奢りを心にかげざる時は家長久に限るべからず、然れ共、爰（ここ）に役筋有る役格を忘れ身を軽がる時は勤め心安くと雖も、格式程の権威を以って下を取り静めとの役格なれば、其の身のために格式を忘る時は役筋の間違い也、必ず役格権威も忘る事有るべからず。大庄屋役は大庄屋のものにして、其の身のものにあらず、郷中8組の其の役前也、諸役人様への申し上げ・挨拶に至る迄、其の身壱人の了簡に斗（はから）うべからず、8人の意通を一つにして何事も取り斗う事大庄屋の役前なるべし。
尤、武は権威尊敬次第に盛ん成る大平（泰平）の有り難き世なれば、
当 殿様御入城よりの次第、後役のため記し置くもの也。

一、田辺御城主、先 殿様寛文8年申の8月16日但州豊岡へ御国替え、夫れより、当殿様文政4辛巳年まで156年以前御入城被為 遊候。

（※文中に14-332文書より補充の文字あり）

（続いて郷中8組の歴代大庄屋名を列記 略）

参考文献

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993

菅原憲二『丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録』千葉大学文学部史学科菅原研究室、2007

拙稿「田辺藩領歴代大庄屋名覚」『舞鶴地方史研究』第52号、舞鶴地方史研究会、2021

拙稿「『献上米記録』を読んで」『舞鶴地方史研究』第54号、舞鶴地方史研究会、2023